

計画相談支援について

1 計画相談支援の利用実績等

- ・第1回専門部会資料11-1（第4回専門部会参考資料6-5）「計画相談支援等の進捗状況」より、令和2年3月時点のセルフプラン等を除く計画作成済人数は70,683人である。
- ・第1回専門部会資料5（第4回専門部会参考資料6-1）「障害福祉計画に係る実績」より、令和元年度の計画相談支援の月平均利用実績は12,522人であり、年間の利用実績を計算上算出すると延べ150,264人となる。
- ・下図（厚生労働省資料）のとおり、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により、モニタリング実施期間の頻度を順次高める見直しが行われているところではあるが、令和元年度末時点の都内におけるモニタリング設定期間の実績は「6か月に一度」が一番多い。

⇒セルフプラン等を除く計画作成済人数に対する計画相談支援の利用は、おおよそ年間2回以上（6か月に1回以上）行われていると考えられ、概ね適正に行われていると考えられる。

計画相談におけるモニタリング実施標準期間の見直し時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示すモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下の通り。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 （日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、 療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

（厚生労働省資料）

2 計画相談支援事業所の状況

- ・令和元年度末時点で都内の指定特定相談支援事業所数は857事業所であるが、令和元年度に東京都国民健康保険団体連合会に請求した事業所は月平均で約640事業所であった。（1事業所当たりの報酬請求実績：12,522人／640事業所＝約20人）

⇒計画相談支援事業所は一般相談支援事業や障害福祉サービス事業等を併せて実施していたり、事業所ごとに対応している利用者数にばらつきがあるなど、運営形態や規模、実情等は様々であり、それぞれの状況を踏まえ、障害者の地域における継続的な生活の支援に取り組んでいるものと考えられる。

